

茨城 トラック情報

2025
6
June

IBARAKI TRUCK INFORMATION

第164号



アジサイ水中花のライトアップ (桜川市の雨引観音)

- 全日本トラック協会長による
優秀運転者顕章候補者推薦について
- 適齢ドライバー研修会の開催について
- 安全運転中央研修所による研修案内 (茨ト協)
- 令和7年度 運行管理者等
一般講習 (貨物) 一部改定のご案内
- 第39回フォークリフト運転競技茨城県大会



茨ト協マスコットキャラクター

一般社団法人 茨城県トラック協会

<トピックス>

- 正副会長会議……………1
- 総務委員会・交付金小委員会……………1
- 「持続可能な物流構築に向け今、荷主は何をすべきか」セミナー…2
- 貨物自動車運送事業法一部改正の法律と貨物自動車運送事業
適正化のための体制整備等推進に関する法律の成立…3

<部会だより>

- 重量部会……………4
- 青年部会……………4
- 女性部会……………5

<支部だより>

- 水戸線支部……………5

<協会だより>

- 全ト協会長による優秀運転者顕章候補者推薦について…6
- 適齢ドライバー研修会の開催について……………8
- 安全運転中央研修所による研修案内(茨ト協)……………10
- デジタル化相談窓口開設……………11

<行政等だより>

- トラックの法令遵守の徹底について……………12
- 茨城県価格転嫁相談窓口(無料相談、無料伴走支援)…13
- 職場における熱中症対策の強化について……………14
- STOP・熱中症!熱中症対策が義務化されます……………16
- 第98回全国安全週間(7/1～7)……………18
- エコドライブ活動コンクール……………20
- STOP THE不法電波!(電波法違反の罰則)……………22
- 密輸情報の提供のお願い……………23
- 運行管理者等指導講習修了証明が「手帳」から「修了証明書」に…24
- 令和7年度運行管理者等一般講習(貨物)一部改定の案内…26
- 8月運行管理者等指導講習日程(とちぎ安全教育センター)…28
- 交通安全かわら版(5月末の交通死亡事故)……………29

<適正化だより>

- 第2回「初任運転者に対する特別な指導講習会」を開催…30
- 初任運転者教育の開催について……………31
- 2025年度Gマーク相談会を6月も実施します……………35
- 令和7年5月 適正化巡回指導項目別調査結果……………36

<陸災防だより>

- 第39回フォークリフト運転競技茨城県大会……………37
- 講習会(7・8月)の案内……………38

<お知らせ>

- 茨城県トラック協会人事異動……………38
- 軽油価格調査報告……………39
- 高野モナミのドライバー幸せ道案内……………40

行事予定表

今月の表紙写真

雨引観音は境内に100種以上、計5,000株のアジサイが咲きます。「水中花」は池一面にアジサイの花を浮かべる恒例行事で、夜のライトアップも人気を集めています。(撮影は昨年6月30日)

正副会長会議

5月20日（火）、令和7年度第1回正副会長会議を開催しました。

令和6年度事業報告（案）及び収支決算報告（案）の承認等について話し合い、総務委員会に諮ることとなりました。



総務委員会・交付金小委員会

5月27日（火）、令和7年度第1回総務委員会（第1回交付金小委員会）を開催し、茨城県トラック協会、陸災防茨城県支部、茨城県運輸政策研究会の令和6年度事業報告（案）及び収支決算報告（案）、役員及び各種委員の推薦（案）、会員の新規加入・退会等について審議・承認され、6月10日（火）の理事会に上程することとなりました。

【審議事項】

《茨城県トラック協会》

- (1) 令和6年度事業報告（案）及び収支決算報告（案）の承認について
- (2) 公益目的支出計画実施報告書の承認について
- (3) 役員及び各種委員の推薦（案）について
- (4) 令和7年度定時総会招集（案）について
- (5) 会員の新規加入・退会の承認について
- (6) 各種助成要綱の変更等の承認について
- (7) 「近代化基金運営要綱」及び「総合会館等基金運営要綱」の一部改定について
- (8) 地方近代化基金融資公募の承認について
- (9) 「持続可能なトラック物流構築に向けた研究会」アンケート回収のご協力について
- (10) 施設売却検討委員会報告について
- (11) 今後の主な予定について
- (12) その他

《陸災防茨城県支部》

- (1) 令和6年度事業報告（案）及び収支決算報告（案）の承認について
- (2) 役員の推薦（案）について
- (3) 令和7年度定時総会招集（案）について
- (4) 会員の新規加入・退会の承認について
- (5) その他

《茨城県運輸政策研究会》

- (1) 令和6年度事業報告（案）及び収支決算報告（案）の承認について
- (2) 役員の推薦（案）について
- (3) 令和7年度定時総会招集（案）について
- (4) 会員の新規加入・退会の承認について
- (5) その他



「持続可能な物流構築に向け今、荷主は何をすべきか」セミナー

5月20日（火）、茨城県トラック総合会館において、「持続可能な物流構築に向け今、荷主は何をすべきか」と題するセミナーを開催しました。

荷主企業向けに開催するセミナーは3回目となりますが、今回も茨城県に共催していただくとともに14の機関に後援していただき、おかげさまで378名（来場142名・オンライン236名）と多くの方々に参加していただきました。

冒頭、共催の茨城県を代表して大竹真貴産業戦略部長にご挨拶をいただき、第1部では公正取引委員会事務総局経済取引局取引部の亀井明紀企業取引課長より、5月16日に国会で成立したばかりの「下請法改正法案の概要」について、第2部では国土交通省関東運輸局の矢吹尚子自動車交通部長より、「トラック・物流Gメンの取組」について、そして第3部では船井総研ロジ株式会社の田代三紀子執行役員コンサルティング本部副本部長より、「『2024年問題で終わりではない！』今、荷主企業が取り組むべき時流適応策」について、それぞれご講演をいただきました。

結びに、小倉邦義会長よりセミナーの趣旨をあらためてお伝えした上で、荷主企業の皆様に持続可能な物流構築に向けてご理解・ご協力をお願いし、セミナーを締めくくりました。セミナー開催にご協力いただきました関係各位に厚く御礼を申し上げます。



大竹茨城県産業戦略部長



亀井公正取引委員会事務総局
経済取引局取引部企業取引課長



矢吹国土交通省関東運輸局
自動車交通部長



田代船井総研ロジ執行役員
コンサルティング本部副本部長



小倉会長



会場風景

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律と貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律の成立について

6月4日（水）、トラックドライバーの適切な賃金の確保とトラック運送業界の質の向上等を目的とした「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」と、それを担保するための新法として「貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律」が、参議院本会議で賛成多数により可決・成立しました。

成立した法律の概要は、①トラック運送事業の許可について5年ごとの更新制の導入、②国土交通大臣が定める「適正原価」を下回る運賃・料金の制限、③再委託の回数を2回以内に制限するよう努力義務化、④違法な「白トラ」の利用を禁止し（罰則付）、荷主等に対しては是正指導も実施する、というもので、これを担保するための新法の施行後3年以内を目途に、必要な法制上の措置等を講じることになっており、今後の検討に注目が必要です。

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律 概要

- ドライバーの担い手不足により、何もしなければ2030年には輸送能力が34%不足
- 物流は国民生活及び経済活動の基盤であり、エッセンシャルワーカーであるトラックドライバーの経済的社会的地位の向上等により、我が国の物流の持続可能性の確保及び国民経済の健全な発展を図るため、トラックドライバーの適切な賃金の確保とトラック運送業界の質の向上等を目的として、貨物自動車運送事業法を改正するとともに、それを担保するための新法を制定。

貨物自動車運送事業法の一部改正

1. 許可の更新制度の導入

トラック運送事業の許可について、5年ごとの更新制を導入

2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限

トラック運送事業者は、自ら貨物を運ぶときや、他の事業者に運送を委託するときは、国土交通大臣が定める「適正原価」を継続して下回らないことを確保

- (※) 貨物利用運送事業者についても同様に規制
- (※) 適正原価を支払わない荷主については、違反原因行為に該当するものとして是正指導を実施
- (※) 標準的運賃については廃止

3. 委託次数の制限

トラック運送事業者及び貨物利用運送事業者は、元請として運送を引き受ける場合、再委託の回数を二回以内に制限するよう努力義務化

4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り

許可や届出なく有償で運送行為を行うトラック（いわゆる「白トラ」）の利用を禁止（罰則付）荷主等に対しては是正指導も実施

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

1. 基本方針の策定

(1) 体制の整備

①許可の更新事務及び②事業適正化支援等を適切・効率的に実施できるよう独立行政法人に行わせる等必要な体制を整備

(2) 財源の確保等

上記業務の実施に必要な費用を確保できるよう、(1)①について更新手数料等によるほか、(1)②について広く社会で支える観点から財源措置を検討

2. 法制上の措置等

政府は基本方針に基づき、必要な法制上の措置等を本法律の施行後3年以内を目途として講じる

3. 物流政策推進会議

政府は、物流に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、物流政策推進会議を設置推進会議の下に、連絡調整を行うための関係者会議を設置

担保

【重量部会】（佐々木幸一部会長）

5月13日（火）、茨城県トラック協会総合会館において、令和7年度重量部会委員会を開催しました。

下記議題について審議し承認され、通常総会に上程することとなりました。

なお、通常総会については、栃木県トラック協会との合同研修会と同時開催になり、水戸市内のホテルにて7月28日（月）に開催することと致しました。



【議題】

- (1) 令和6年度事業報告（案）及び収支決算（案）について
- (2) 令和7年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
- (3) 任期満了に伴う役員改選（案）について
- (4) 令和7年度通常総会の開催日程等（案）について

【青年部会 交通事故防止教室】（五来一部会長）

青年部会では、小学校及び中学校にて交通事故防止教室を開催しました。

青年部会員が講師となり、トラックを使用した内輪差による左折巻き込み事故の実演、飛び出し事故実験、自転車の危険運転の実演、トラック乗車体験による運転席からの見え方や死角等の授業を行いました。

生徒は、トラックは視野が広くて周りがよく見えるわけではなく、運転席からはかなり見えない所がある事に驚き、「これからは注意して道路を通行するように心がけます」などと話していました。

<県南支部>

5月20日（火）、龍ヶ崎中学校において1年生107名を対象に実施しました。

今回は、龍ヶ崎警察署、龍ヶ崎市役所と合同で実施しました。その際に、自転車の点検・運転する際の注意点等もあわせて説明しました。



<石岡支部>

5月27日（火）、友部特別支援学校において3～6年生47名を対象に実施しました。

当日は、「横断歩道の安全な渡り方」も実施し、交通安全について認識してもらいました。



【女性部会】（木澤香代子部会長）

5月15日（木）、茨城県トラック総合会館研修室において、令和7年度第1回役員会を開催しました。

下記議題について審議し承認され、通常総会に上程することとなりました。

なお、通常総会については、6月13日（金）に茨城県トラック総合会館において開催する予定です。



【議題】

- （1）令和6年度事業報告書、収支決算書（案）について
- （2）令和7年度事業計画書、収支予算書（案）について
- （3）役員改選について
- （4）その他

【水戸線支部 懇親ゴルフ】（小倉重則支部長）

5月31日（土）、雨天の中、水戸線支部懇親ゴルフを下館ゴルフ倶楽部（筑西市）で開催し、19名が参加しました。

支部内の懇親を目的に、和気あいあいと実施いたしました。

なお、成績は以下のとおりでした。（敬称略）

			ネット	グロス
【個人戦】	優勝	石川美佐男	69.6	108
	準優勝	小倉 由博	69.8	89
	三位	五来 一	71.2	88
	ベスト	長谷川克己		79



公益社団法人 全日本トラック協会長による優秀運転者顕章候補者推薦について

標記の件につきましては下記により実施されますので、基準に該当する方がおりましたら、別紙により茨ト協総務部まで推薦をお願い致します。

記

1. 現在運転者であって、運転者としての期間を通算して次の各号に定める期間無事故であり、かつ無違反であった者。
 - (1) 金十字章 満20年（ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として15年以上とする。）
 - (2) 銀十字章 満10年（ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として7年以上とする。）
 2. 前項の無事故であり、かつ無違反であった者とは、次の各号に定める者以外の者とする。

ただし、自己の責に帰すべき理由によらない事故は無事故とする。

 - (1) 人身に係る事故を起こした者
 - (2) 物損事故で損害額1万円を超える事故を起こした者
 - (3) 事故または違反により罰金以上の刑に処せられた者
 3. 現に章を受けている者は再び同種の章を受けることはできません。
 4. 提出期限
令和7年8月1日（金）までに期間厳守をお願いいたします。
- ※ 自動車安全運転センターの証明書は必要ありません。
5. 問合せ先 (一社) 茨城県トラック協会 総務部 まで
電話：029-303-6363

「優秀運転者顕章」候補者推薦書

住 所
会社名
TEL
担当者

ふりがな 氏 名 生 年 月 日	事 業 所 名	章の種類	無事故・無違反期間 年数	運転免許証番号（12桁）										備 考			
				第												号	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 至 令和 7 年 5 月 末日	第													号
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 至 令和 7 年 5 月 末日	第													号
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 至 令和 7 年 5 月 末日	第													号
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 至 令和 7 年 5 月 末日	第													号
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 至 令和 7 年 5 月 末日	第													号
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 至 令和 7 年 5 月 末日	第													号
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 至 令和 7 年 5 月 末日	第													号
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 至 令和 7 年 5 月 末日	第													号

※ 当推薦書に記載された候補者の情報（個人情報）は優秀運転者顕章表彰以外には使用いたしません。

適齢ドライバー研修会の開催について

ドライバー不足が深刻化している状況下、若年ドライバーや女性ドライバーの採用・育成はもちろん、適齢（概ね60歳以上）ドライバーのさらなる雇用も今まで以上に考えていかなければなりません。

適齢になってもドライバーとして働き続けていってもらうためには、加齢に伴う身体機能の変化、必要な健康管理のポイント、働く意欲やモチベーションの維持・向上に対する認識が必要になってきます。

こうした状況を踏まえ、茨城県トラック協会では適齢ドライバー向けの標記研修会を下記の日程により開催いたします。参加ご希望の方は、申込書をご記入の上、開催日の10日前までにFAXまたは、セミナー予約システム『<https://seminar.ibatokyo.or.jp/>』にてお申込み下さい。

記

1. 開催日時

	開催日	実施時間
第1回	令和7年7月18日(金)	10時～16時まで 受付9時30分～

2. 場 所 茨城県トラック総合会館 研修室
3. 内 容 ①加齢による身体の変化 ②事件事例から考える
③管理者から見た加齢による影響 ほか
4. 受講者枠 100名（先着順）
5. 対 象 適齢ドライバー、管理者又は代表者 ほか
6. 問合せ先 茨城県トラック協会 業務部 飯島・中村
電話：029-303-6363

適齢ドライバー研修会参加申込書

茨城県トラック協会 あて 令和7年 月 日
FAX：029-243-5936

実施日	会社名・住所・連絡先	参加者名
7 月 18 日 (金)	会社名	
	住所	
	連絡先	

安全運転中央研修所による研修案内（茨ト協）

トラックドライバー向けの安全運転習得を目的とした研修を、下記により実施致しますので、受講希望者は別紙申込書に必要事項をご記入の上、支部に申込みをして下さい。

なお、この研修は安全性評価事業（Gマーク）の加点対象になります。

記

1. 研修場所 ひたちなか市新光町 605-16
 安全運転中央研修所

2. 研修日程【貨物自動車運転者課程・2t車】

第1回 ~~令和7年5月10日(土)～11日(日)~~ 支部締切 終了

第2回 令和7年8月23日(土)～24日(日) 支部締切 7月23日(水)

第3回 令和8年2月14日(土)～15日(日) 支部締切 1月14日(水)

※申込状況をHP上で公開いたしておりますので申込みご検討の際はご確認
ください。

3. 受講資格

① 準中型免許(5t限定準中型免許及びAT限定は不可)以上を有する者及び
最大積載量2t以上の運転免許を有する者とする。

② 事故惹起者、違反が多い者を優先とする。

4. 助成額

受講料および宿泊費 47,600円は茨ト協の全額補助とする。

但し、食事代は自己負担とする。

5. 注意事項

- ・使用する車両は準中型トラックになります。
- ・研修初日は10時30分より研修開始となりますので、10時までに受付を済ませてください。

●問合せ先 茨城県トラック協会 業務部 横須賀・猪瀬
電話：029-303-6363

別紙

年 月 日

茨城県トラック協会

支部長 殿

安全運転中央研修所研修申込書

() 第2回 令和7年 8月23日(土)～24日(日)

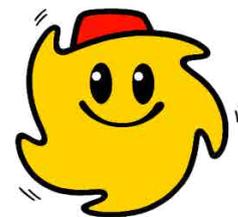
() 第3回 令和8年 2月14日(土)～15日(日)

(希望回に○をして下さい)

事業所名	
代表者名	印
申込担当者名	
事業所住所	〒
電話番号	TEL
FAX番号	FAX
フリガナ	
受講者氏名	
生年月日・性別・年齢	昭和 年 月 日生 男・女 歳 平成
所持免許(○で記入)	大型・中型・中型8t限定・準中型

(注意) 記入漏れのないようにお願い致します。※準中型5t限定は不可

茨城県トラック協会会員限定 デジタル化相談窓口開設



～この度、茨城県トラック協会では、関彰商事株式会社様において会員限定の専用相談窓口を令和5年1月15日より開設しました。～

こんなお悩みございませんか。

- ◆ 事務所にインターネットを繋ぎたい！
- ◆ メールアドレスを作りたい！
- ◆ パソコンが欲しい！
- ◆ 業務効率化のためのシステムを導入したい！
- ◆ システムをクラウド化していきたい！
- ◆ 事務所のセキュリティを強化したい！

でも、どこに相談していいかわからない、...

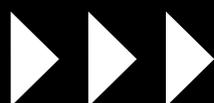
お気軽にご相談ください！！

～相談料は無料です。～

※注意事項

- お電話いただく際は、会社名と茨城県トラック協会の会員である旨をお伝えください。
- 内容によっては後日ご訪問させていただく場合がございます。
- PC 障害等の対応は出来かねます。
- 受付時間：平日 9:00～17:00（土・日・祝日・祭日は除く）

ご連絡先



関彰商事株式会社
関彰サポートセンター（フリーダイヤル）
TEL：0120-258-569

国自安第 14 号
令和 7 年 4 月 23 日

貨物軽自動車運送事業適正化協議会 出席者
公益社団法人全日本トラック協会会長
一般社団法人全国霊柩自動車協会会長

殿（単名各通）

国土交通省 物流・自動車局
安全政策課長
（公印省略）

トラックの法令遵守の徹底について

4 月 23 日に日本郵便株式会社より、社内調査の結果、貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条（点呼等）の規定に違反し、アルコール検査や点呼を適正に実施していないことが、全国約 3,200 営業所の 75%に当たる約 2,400 の営業所において確認された旨、国土交通省に報告があった。

輸送の安全確保は、自動車運送事業者の最大の使命であるが、安全確保の要である点呼を多くの営業所において適正に実施していなかったことは、事業者が法令遵守の意識が欠如していたものと言わざるを得ず、輸送の安全確保を揺るがしかねないものである。

については、トラックの安全確保の徹底を図るため、貴会傘下会員に対し、点呼の実施等の法令遵守の徹底が図られるよう、下記事項について、改めて、周知徹底を図りたい。

記

1. 事業者は、輸送の安全確保を再確認し、安全確保の原点に立った適正な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項について、改めて徹底すること。
 - (1) 運行管理者もしくは補助者又は貨物軽自動車安全管理者（以下、運行管理者等という。）は、アルコール検査の実施等、法令に定められた点呼を確実に実施すること。
 - (2) 事業者は、輸送の安全確保が自動車運送事業者の最大の使命であることを再認識し、貨物自動車運送事業法関係法令に定められた規定を確実に遵守するよう、運行管理者等を指導監督すること。

物価高騰



適切に賃上げ・値上げできていますか？

茨城県では、物価の高騰に負けない持続的な賃上げの実現に向け、その原資をしっかりと確保していくため、県内中小企業者の「価格転嫁」を促進する各種支援を実施しています。

茨城県の企業様！

こんなお悩み
ありませんか

- 適切な価格転嫁に向けて
何から手をつければいいのか分からない
- 適正な取引価格を知りたい
- 専門家による
伴走型支援を受けたい
- 取引先に適切な価格転嫁に
応じてもらえない
- 価格交渉において必要な根拠を示したい

＼ 価格転嫁に関するそのお悩み、専門家に相談できます ／

茨城県価格転嫁相談窓口

開設期間 2025年5月1日(木)～2026年3月31日(火)
対象 主たる事業所が茨城県内に所在する中小企業者

無料で相談できます

茨城県では、県内企業の適切な価格転嫁を促進するため、「茨城県価格転嫁相談窓口」を設置しています。価格転嫁に関するお悩みを中小企業診断士に無料で相談できます。



無料で伴走支援します

また、支援を希望する企業に中小企業診断士を派遣し、価格交渉における課題の洗い出しや、適正な価格転嫁のためのコスト管理方法等についてアドバイスする伴走支援も無料で行っております。
※実際の価格交渉のための必要な資料作成は相談企業にて行っていただきます。



派遣回数 1社 3回まで

まずは、下記お電話・WEBフォームよりお気軽にお申し込みください

茨城県価格転嫁相談窓口
専用ダイヤル

029-233-6737

WEBフォーム



茨城県価格転嫁相談窓口

茨城県水戸市三の丸1丁目5番18号(株式会社常陸産業研究所内)
相談対応時間/9:00～17:00(土日祝日除く)
アクセス/JR-鹿島臨海鉄道「水戸駅」徒歩10分

茨城県では「パートナーシップ構築宣言」の登録サポートも行っています

パートナーシップ構築宣言 をしてみませんか？

「パートナーシップ構築宣言」は、取引先とのパートナーシップを強化するなど「新たな共存共栄関係の構築」を企業の代表者名で宣言し、「成長と分配の好循環」を目指していくことを目的としています。
宣言を行った企業は、公式ポータルサイトに企業名と宣言の内容が掲載され、取組を周知できるほか、補助金や融資などでの優遇措置が受けられます。



パートナーシップ構築宣言を行うメリット

01. 公式ポータルサイトに掲載され取組をアピールできる
02. 専用のロゴマークが使える

03. 国の補助金等の優遇措置
日本政策金融公庫の融資制度
国が実施する補助金での加算措置や税制の優遇が受けられるほか、日本政策金融公庫が実施する融資制度が利用可能になります。

04. 雇用促進等支援融資
いばらきチャレンジ基金事業
茨城県の制度融資の一つである雇用促進等支援融資が利用可能になるほか、いばらきチャレンジ基金事業での加算措置が受けられます。

05. 茨城県建設工事入札
参加資格審査加算措置
令和7年度から茨城県建設工事入札参加資格審査において、加算措置を設けました。

詳しくは
こちら



「令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます」

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない
(重篤化させない)のための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

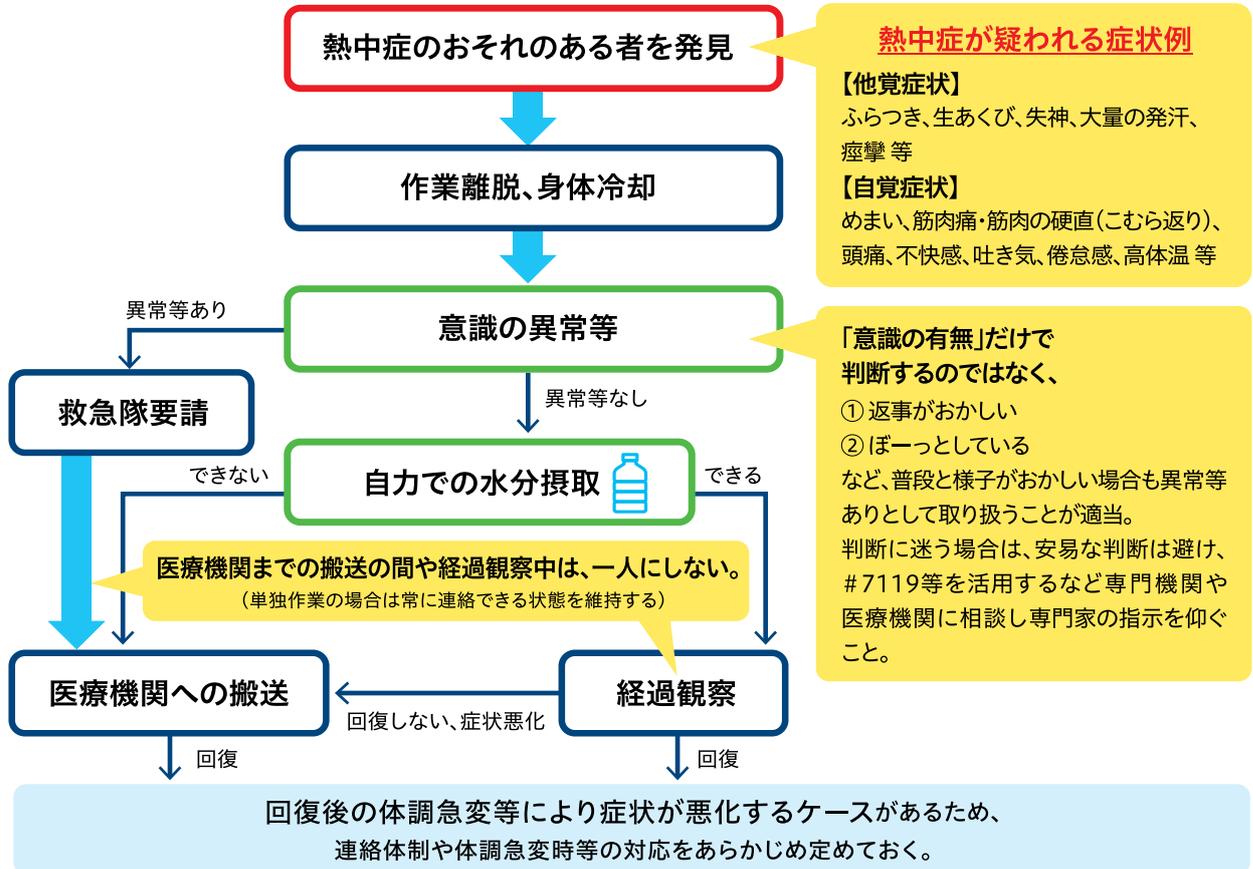
※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

職場における熱中症対策の強化について



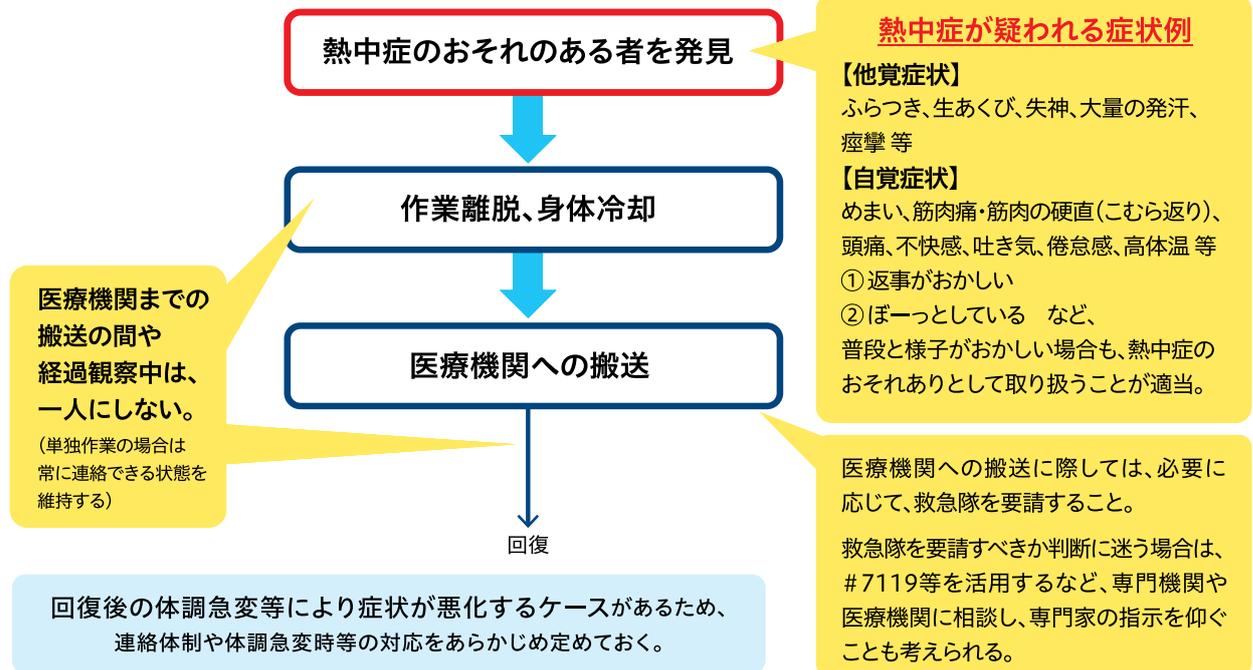
熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



STOP・熱中症！ 熱中症対策が義務化されます

令和7年6月1日施行の改正労働安全衛生規則により、熱中症対策が義務化されます。熱中症について正しい知識を身につけ、適切に対処しましょう。

陸運業では、熱中症による死亡災害が急増しています（令和5年1人、令和6年6人）

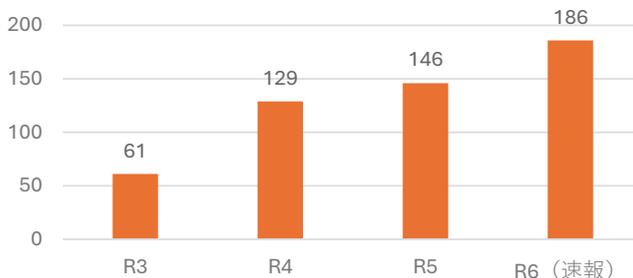
発生月	業種	年代	気温℃	事案の業務・作業概要
7	陸上貨物取扱業	30歳代	33.2	倉庫作業員。倉庫内で、電線ドラムのピッキング作業中。
7	一般貨物運送事業	50歳代	36.0	長距離の貨物輸送ドライバー。トラックへ建設資材の積み込み作業中。
7	一般貨物運送事業	60歳代	35.7	ダンボールの配送業務ドライバー。フォークリフトの横に仰向けに倒れていた。
8	陸上貨物取扱業	40歳代	39.3	倉庫作業員。倉庫内で自動車部品の容器への詰め替え作業中。
8	特定貨物自動車運送業	60歳代	32.6	ガスボンベの輸送業務ドライバー。ガスボンベをプラットフォームに下ろし作業中。
9	一般貨物運送事業	40歳代	29.6	ドライバー。天井クレーンを用い、トラックの荷台上でパイプ束の玉掛け作業中。

休業4日以上¹の死傷災害も近年増加の一途を辿っており、陸運業にとって熱中症対策は喫緊の課題です。

なお、熱中症はドライバーだけでなく、**構内作業**者によるものも増加しており、注意が必要です。

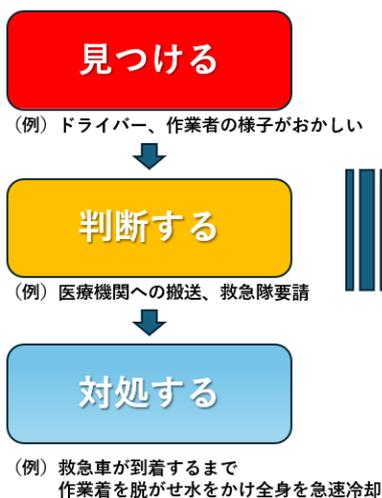


運送業における熱中症の推移（人）



熱中症対策の義務化により、以下の取組が必要となります。

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、**「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」**が事業者²に義務付けられます。

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

【対象となる作業】

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業



熱中症のおそれのある者に対する処置の例（フロー）

【対象となる作業】

WBGT（暑さ指数）28度以上
又は気温31度以上の環境下

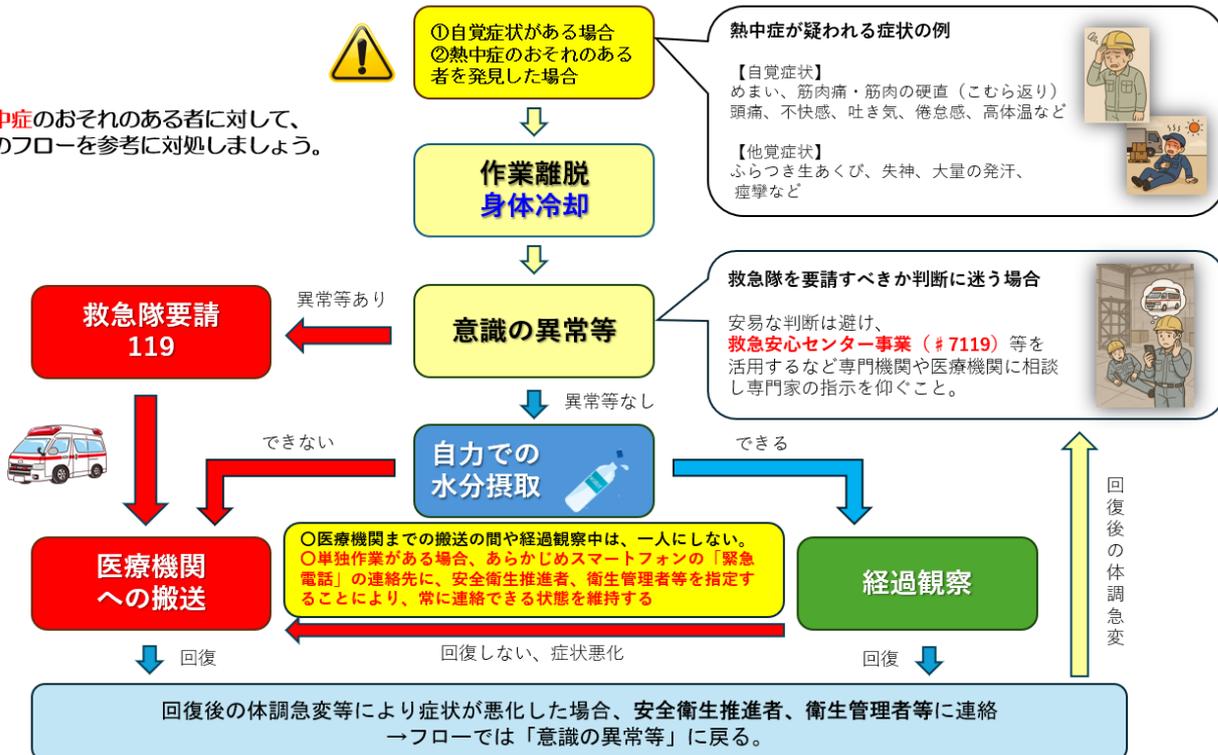


+

連続1時間以上又は1日4時間を
超えて実施が見込まれる作業

※WBGT値はWBGT指数計又は環境省HPで確認

熱中症のおそれのある者に対して、
右のフローを参考に処置しましょう。



いつもと違うと思ったら、熱中症を疑え

あれっ、何かおかしい

手足がふる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい



これも初期症状

何となく体調が悪い

すぐに疲れる

あの人、ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ボーツとしている

熱中症 正しい知識と 正しい対処 即時の判断 命を守る

令和7年度安全衛生標語 健康部門優秀作品

2025.05

第
98
回

全国安全週間

期間

令和7年7月1日(火)~7日(月)

準備
期間

令和7年6月1日(日)~30日(月)

多様な仲間と 築く安全 未来の職場

今年で98回目を迎える全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的として、実施されてきました。

これまで、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少しておりますが、令和6年の労働災害については、死亡災害は集計開始以降最少となった前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上死傷災害は前年同期よりも増加しており、平成21年以降、死傷者数が増加に転じてから続く増加傾向に歯止めがかからない状況となっています。

特に、高齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、また、死亡災害については、墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にあります。

労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次3年目となる令和7年度においても、労使一丸となった取組が求められます。

そのため、令和7年度は、「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」のスローガンの下、全国安全週間を実施することとしました。

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

※裏面の「令和7年度全国安全週間実施要綱について」もご覧ください。

令和7年度全国安全週間実施要綱について(抜粋)

実施者の実施事項

1 安全衛生活動の推進

- ① 安全衛生管理体制の確立
 - ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
- ② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
- ③ 自主的な安全衛生活動の促進
 - ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
 - イ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- ④ リスクアセスメントの実施
 - ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
 - イ SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進
- ⑤ その他の取組
 - ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
 - イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
 - ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

2 業種の特性に応じた労働災害防止対策

- ① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
 - ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
 - イ 経営トップが先頭に立つて行う安全衛生方針の作成、周知
 - ウ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
 - オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底
- ② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
 - ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
 - イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進
 - ウ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
 - エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
 - オ トラックの逸走防止措置の実施
 - カ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施
- ③ 建設業における労働災害防止対策
 - ア 一般的事項
 - (ア) 「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用具の適切な使用
 - (イ) 足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
 - (ウ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - (エ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - (オ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - (カ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - (キ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
 - イ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施
 - ウ 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事におけるがれき処理作業の安全確保、土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施
- ④ 製造業における労働災害防止対策
 - ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
 - イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
 - ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
 - エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
 - オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
 - カ 機械等製造者による、機械等を使用する事業者への、リスクアセスメント実施に資する残留リスク情報の提供
- ⑤ 林業の労働災害防止対策
 - ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
 - イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

3 業種横断的な労働災害防止対策

- ① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
 - ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
 - イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
 - ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
 - エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
 - オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
 - カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施
- ② 高齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
 - ア 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)」に基づく措置の実施
 - イ 母国語教材や視覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
 - ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
- ③ 交通労働災害防止対策
 - ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
 - イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
 - ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
 - エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
- ④ 熱中症予防対策(STOP!熱中症 クールワークキャンペーン)
 - ア 熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底
 - イ 暑さ指数(WBGT)の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
 - ウ 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮
- ⑤ 業務請負者等に作業を行わせる場合の対策
 - ア 請負人等が労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生の確保に必要な措置の実施
 - イ 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
 - ウ その他請負人等が上記10(1)～10(3)④に掲げる事項を円滑に実施するための配慮

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>


中央労働災害防止協会

<https://www.jisha.or.jp>


職場のあんぜんサイト

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp>
●職場の安全、全国安全週間に関する情報は
こちらでも発信しています!

厚生労働省 安全衛生

検索

中央労働災害防止協会 安全週間

検索

●労働基準監督署等への届出は
電子申請が便利です!

帳票入力支援サービス

検索

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。
厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

エコドライブ 活動コンクール



国土交通大臣賞



環境大臣賞

参加費用
無料

- 事業部門** トラック、バス、タクシーなどの運送事業者
- 一般部門** 移動などの業務上で車両を使用している事業者
- 支援ビジネス・ユニーク部門** メーカー等の企業によるエコドライブを支援する機器やサービス
運輸事業部門での脱炭素やカーボンニュートラルに向けた実施策など
さまざまな主体が実施するエコドライブに関する独自の取り組み

応募期間 5/8(木) ~ 7/8(火)

主催 公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団

- 後援**
「エコドライブ普及連絡会」
(警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省)
- 「エコドライブ普及推進協議会」
(一社)日本損害保険協会、(一社)日本自動車工業会、
(一社)日本自動車リース協会連合会、(公社)日本バス協会、
(一社)日本自動車連盟、(公社)全日本トラック協会、
(一社)全国自家用自動車協会、(一社)日本自動車販売協会連合会、
(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会、
(一社)日本自動車整備振興会連合会、
(一社)日本中古自動車販売協会連合会、
(一社)全国個人タクシー協会、(一社)全国レンタカー協会、
(一財)環境優良車普及機構、(一社)日本自動車運行管理協会、
(公財)交通エコロジー・モビリティ財団



概要

主催	公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団																
後援	「エコドライブ普及連絡会」（警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省） 「エコドライブ普及推進協議会」 (一社)日本損害保険協会、(一社)日本自動車工業会、(一社)日本自動車リース協会連合会、(公社)日本バス協会、(一社)日本自動車連盟、(公社)全日本トラック協会、(一社)全国自家用自動車協会、(一社)日本自動車販売協会連合会、(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会、(一社)日本自動車整備振興会連合会、(一社)日本中古自動車販売協会連合会、(一社)全国個人タクシー協会、(一社)全国レンタカー協会、(一財)環境優良車普及機構、(一社)日本自動車運行管理協会、(公財)交通エコロジー・モビリティ財団																
スケジュール	① 応募期間：2025年5月8日(木)～7月8日(火) ② 表彰式：2025年11月下旬に開催予定の「2025年度エコドライブシンポジウム」の会場で国土交通大臣賞、環境大臣賞、審査委員長特別賞、優秀賞を表彰。																
募集対象	<table border="1"> <tr> <td>事業部門 (主に緑ナンバー)</td> <td>自社の車両を保有（リースを含む）するトラック、バス、タクシーなどの運輸事業者。</td> </tr> <tr> <td>一般部門 (主に白ナンバー)</td> <td>移動などの業務上で車両を使用している事業者。自社の製品等を運搬している場合を含む。</td> </tr> <tr> <td>支援ビジネス・ユニーク部門</td> <td>メーカー等の企業によるエコドライブを支援する機器やサービス。運輸事業部門での脱炭素（カーボンニュートラル）に向けた実施策など。（例 荷主や輸送事業者における非化石エネルギーへの転換に向けた取組みなど）さまざまな主体が実施するエコドライブに関する独自の取組み。（例 SDGs とコラボレーションしたエコドライブの取組みなど）</td> </tr> </table>	事業部門 (主に緑ナンバー)	自社の車両を保有（リースを含む）するトラック、バス、タクシーなどの運輸事業者。	一般部門 (主に白ナンバー)	移動などの業務上で車両を使用している事業者。自社の製品等を運搬している場合を含む。	支援ビジネス・ユニーク部門	メーカー等の企業によるエコドライブを支援する機器やサービス。運輸事業部門での脱炭素（カーボンニュートラル）に向けた実施策など。（例 荷主や輸送事業者における非化石エネルギーへの転換に向けた取組みなど）さまざまな主体が実施するエコドライブに関する独自の取組み。（例 SDGs とコラボレーションしたエコドライブの取組みなど）										
事業部門 (主に緑ナンバー)	自社の車両を保有（リースを含む）するトラック、バス、タクシーなどの運輸事業者。																
一般部門 (主に白ナンバー)	移動などの業務上で車両を使用している事業者。自社の製品等を運搬している場合を含む。																
支援ビジネス・ユニーク部門	メーカー等の企業によるエコドライブを支援する機器やサービス。運輸事業部門での脱炭素（カーボンニュートラル）に向けた実施策など。（例 荷主や輸送事業者における非化石エネルギーへの転換に向けた取組みなど）さまざまな主体が実施するエコドライブに関する独自の取組み。（例 SDGs とコラボレーションしたエコドライブの取組みなど）																
表彰	<table border="1"> <tr> <td>● 国土交通大臣賞</td> <td>【事業部門】</td> <td>1 件</td> <td>賞状及び記念品</td> </tr> <tr> <td>● 環境大臣賞</td> <td>【一般部門】</td> <td>1 件</td> <td>賞状及び記念品</td> </tr> <tr> <td>● 審査委員長特別賞</td> <td>【支援ビジネス・ユニーク部門】</td> <td>数件</td> <td>賞状及び記念品</td> </tr> <tr> <td>● 優秀賞</td> <td>【事業部門 / 一般部門】</td> <td>6 件程度</td> <td>賞状及び記念品</td> </tr> </table> <p>※一定レベル以上の活動をしていると評価された場合は、「優秀認定証」「優良賞」「優良認定証」を授与してきました。継続しての応募を歓迎いたします。 ※大臣賞を受賞した事業者は、その後の3回のコンクールでは受賞できません。優秀賞の場合はその後の2回のコンクールでより上位の賞でなければ受賞できません。</p>	● 国土交通大臣賞	【事業部門】	1 件	賞状及び記念品	● 環境大臣賞	【一般部門】	1 件	賞状及び記念品	● 審査委員長特別賞	【支援ビジネス・ユニーク部門】	数件	賞状及び記念品	● 優秀賞	【事業部門 / 一般部門】	6 件程度	賞状及び記念品
● 国土交通大臣賞	【事業部門】	1 件	賞状及び記念品														
● 環境大臣賞	【一般部門】	1 件	賞状及び記念品														
● 審査委員長特別賞	【支援ビジネス・ユニーク部門】	数件	賞状及び記念品														
● 優秀賞	【事業部門 / 一般部門】	6 件程度	賞状及び記念品														
参加費用	無 料																

応募や募集要項の詳細はホームページにて公開中!

エコドライブ活動コンクールへの参加はホームページより受付中です。
本コンクールについてのお知らせ、募集対象、審査項目、応募の流れについても掲載しておりますので、ぜひ一度ご確認ください。



アクセスはこちらから



PCやタブレットの場合
QRコードを読み込むことで
アクセスできます

パソコンの場合は「エコドライブ活動コンクール」で
検索することでアクセスできます

<URL>

<https://www.ecodrive-activity-concours.jp/>

問い合わせ先

株式会社アスア
(事務局窓口業務委託先)

〒453-0804 愛知県名古屋市中村区黄金通一丁目11番地 アスアビル
TEL : 052-452-6886 (平日 10:00-17:00) Mail : eco-drive@asua.ne.jp

「バシなきゃ平気」は通用しません。
アマチュア無線、
業務での使用は違法です。



STOP THE
不法電波!

電波法違反の罰則

- ・アマチュア無線を業務で使用した場合
- ・不法無線局を開設、または運用した場合 など

1年以下の拘禁刑 または 100万円以下の罰金

※令和7年5月31日までは「1年以下の懲役または100万円以下の罰金」

- ・不法電波で重要な無線通信を妨害した場合

5年以下の拘禁刑 または 250万円以下の罰金

※令和7年5月31日までは「5年以下の懲役または250万円以下の罰金」

 **総務省 総合通信基盤局**
<https://www.tele.soumu.go.jp/>

詳しくは

総務省 電波利用

検索



車内の携帯電話のご利用マナーにご協力ください。



密輸情報の提供のお願い



横浜税関 鹿島税関支署 日立出張所

本年4月より『大阪・関西万博』が開催されております。

横浜税関では、大阪・関西万博を標的としたテロ行為等を未然に防止し、大阪・関西万博の円滑な実施のため、輸入貨物や入国者への検査を強化いたします。

普段と異なり、「おかしいな」「あやしいな」と感じた事案がありましたら、鹿島税関支署日立出張所 又は 下記密輸ダイヤル等までご連絡頂けますようご理解とご協力をお願いいたします。

～ 以下のような事案がありましたら情報提供をお願いいたします ～

(港湾や海上にて)

- ・ 沖合に向かって信号を送っている船を見かけた
- ・ 荷物が入っているような漂流物を発見した など

(港湾や倉庫にて)

- ・ 同一貨物なのにマークや重量等が異なる貨物を発見した
- ・ 不自然な補修跡があるコンテナを発見した など

(街中にて)

- ・ あまり親しくない知人から、『外国から荷物が届くので、名前と住所を貸して欲しい』と頼まれた など



どんな些細な事でも結構ですので、下記ダイヤルや密輸に関する情報提供 (QR) まで、ご連絡お願いいたします。

横浜税関 鹿島税関支署 日立出張所 ☎ 0294-52-2128

密輸ダイヤル ☎ 0120-461-961

密輸に関する

摘発状況 QR



横浜税関

情報提供 QR





めざすのは、自動車事故ゼロの社会。

独立行政法人
自動車事故対策機構

令和 6 年 10 月 8 日

令和 7 年度から運行管理者等指導講習の修了証明の方法が「手帳」から「修了証明書」に変わります

日頃よりナスバの運行管理者等指導講習をご利用いただきありがとうございます。

ナスバでは、令和 6 年 12 月からこれまでの対面方式、動画視聴方式に加え、新たに eラーニング方式の講習（e ナスバ）を開講することといたしました。e ナスバでは、各講習の修了証明について、従来の運行管理者等指導講習手帳（以下、手帳）への押印（交付）に代えて、受講者毎のマイページから、修了証明書をダウンロードしていただく形式となります。

これにより、ナスバの各講習の修了者には、対面（動画視聴）講習では「手帳の交付・証明」、e ナスバでは「修了証明書の交付」と受講の方式により修了証明の方法が異なることとなります。

ナスバでは、今後、受講方式の異なる講習を受講されても、受講履歴を保管・管理しやすいように、**令和 7 年 4 月 1 日以降のナスバが実施する対面（動画視聴）講習の修了者に対しても、e ナスバと同様に「修了証明書」を交付**することといたしました。これにあわせて、手帳の再交付についても「受講履歴証明書」に変更いたします。

■ 修了証明方法の変更（令和 7 年 4 月 1 日以降に開催するナスバの対面（動画視聴）講習）

ナスバの講習（一般講習、基礎講習、特別講習）の修了者に「修了証明書」を交付します。

また、手帳再交付の申請は「受講履歴証明」※¹の申請に変わります。

※ 1 : 受講履歴証明の申請は交付手数料（500 円）がかかります。

【ご注意願います】

- ・**手帳に係るお手続き（再交付等）は、令和 7 年 3 月 31 日までとなります。**
- ・手帳に記載されているナスバの講習の修了証明は、講習受講の履歴になりますので、大切に保管ください。
- ・ナスバ以外の認定機関の手帳等については、各認定機関にお問い合わせください。

みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

独立行政法人 自動車事故対策機構
安全指導部 大町、松澤
電話 03-5608-7641



めざすのは、自動車事故ゼロの社会。

独立行政法人
自動車事故対策機構

Q&A

Q 手帳を廃止する理由等

A ナスバのeラーニング講習（eナスバ）では、システムから直接、手帳に証明することができないため、電子媒体の「修了証明書」を電子交付します。

対面（動画視聴講習を含む。）講習と、証明方法が異なることにより、取扱いが複雑になるのを防ぐため、eナスバと対面の両方に対応できる「修了証明書」に統一することにしました。

Q 令和7年4月に、ナスバの一般講習を修了しました。手帳に証明されますか。

A 令和7年4月以降のナスバの講習（一般講習、基礎講習、特別講習）の修了者には、修了証明書が交付され、手帳への証明は行いません。

Q 手帳を紛失しました。再交付できますか。

A 手帳の再交付のお手続きは、令和7年3月31日までとなります。

※令和7年4月1日以降は、「受講履歴証明書」になります。

Q 令和7年4月1日以降、手帳に記載されているナスバの修了証明はどうなりますか。

A 手帳に記載されている修了証明は履歴になりますので、大切に保管ください。

Q eナスバで受講しました。修了証明書を手帳に転記できますか。

A 手帳へ転記するサービスは行っておりません。大切に保管ください。

Q 令和7年4月1日以降、他の認定機関の手帳に証明できますか。

A 令和7年4月1日以降は、修了証明書の交付になります。手帳には証明いたしません。

Q 修了証明書、受講履歴証明書はどのようなものですか。

A 修了証明書及び受講履歴証明書は以下の通りです。

修了証明書

修了証明書	
那須場 太郎 殿	
2000年10月1日生	
独立行政法人自動車事故対策機構法第13条第1号の規定に基づく所定の基礎講習（貨物）を修了したことを証します	
20XX年X月X日	
独立行政法人 自動車事故対策機構	
東京主管支所長	

受講履歴証明書

受講履歴証明書			
那須場 太郎 殿			
2000年10月1日生			
修了年月日	講習の種類	乗車の種	講習受渡す
2022年10月1日	基礎講習	貨物	東京主管支所
2022年10月1日	一般講習	貨物	東京主管支所
2022年10月1日	一般講習	貨物	東京主管支所
上記のとおり当機構の講習を受講したことを証する。			
20XX年X月X日			
独立行政法人 自動車事故対策機構			
東京主管支所長			



令和7年度 運行管理者等 一般講習（貨物）

一部改定のご案内

平素は自動車事故対策機構の業務運営にご協力を賜り誠にありがとうございます。令和7年度の運行管理者等一般講習（貨物）は以下の内容にて行います。一部日程に変更がありましたのでご案内させていただきます。受講ご希望の方は案内を御一読のうえお申込み頂きますようお願い致します。

●予約方法（お申込み方法）

講習のご予約はインターネットにて受け付けております。
 パソコン・スマートフォンより当機構ホームページ、又は右のQRコード*よりご予約下さい。
 予約完了後『予約確認書』を印刷してください。
 ◎ネット環境が無い場合は下記お問い合わせ先までご連絡ください。



NEW!! 自宅や職場での受講を希望の方
【eナ斯巴】 eラーニング方式による運行管理者等指導講習
 自宅や職場など、インターネット接続があればどこでも受講可能です。
 ◎予約開始時期、支払方法等は従来の講習会場とは異なります。
 4月及び5月の開催はございません。詳しくは右のQRコード*よりご確認の上ご予約ください。



*「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

●受講対象

- (1) 運行管理者に選任されている方のうち、2024年度に受講していない方。
- (2) 2025年度に新たに運行管理者に選任された方。
- (3) 運輸支局長から2025年度受講の指示のあった営業所“全て”の運行管理者の方。
- (4) その他受講を希望される方。

◎講習開催日程

〔 令 和 7 年 〕					〔 令 和 8 年 〕				
開催年月日	方式	会場	開催年月日	方式	会場	開催年月日	方式	会場	
5月	21日 (水)	対面 ②	8月	6日 (水)	動画 ●	1月 17日 (土)	動画 ●		
	22日 (木)	対面 ②		16日 (土)	動画 ●	2月 7日 (土)	動画 ●		
6月	7日 (土)	動画 ●		27日 (水)	対面 ①	2月 13日 (金)	動画 ●		
	11日 (水)	対面 ①		29日 (金)	動画 ●	3月 11日 (水)	動画 ●		
	12日 (木)	対面 ④	9月	3日 (水)	対面 ①				
	13日 (金)	対面 ④		6日 (土)	動画 ●				
	20日 (金)	対面 ①	10月	4日 (土)	動画 ●				
7月	24日 (火)	対面 ③		14日 (火)	対面 ①				
	3日 (木)	動画 ●		17日 (金)	動画 ●				
	5日 (土)	動画 ●	11月	15日 (土)	動画 ●				
	8日 (火)	対面 ⑤		12月	6日 (土)	動画 ●			
	19日 (土)	動画 ●							

◎動画講習について
 動画：講習カリキュラムに沿って作成された映像を視聴するスタイルの講習会です。

※諸般の事情により8月25日(月)から8月27日(水)に変更となりました

開催会場詳細

<p>① (一社) 栃木県トラック協会 宇都宮市八千代1-5-12 無料駐車場：有（40台程度）入庫後出庫不可 利用時は誘導員の案内に従い駐車してください。</p>	<p>◎トラック協会での開催分は開催3か月前からの予約開始となります。なお、日程が変更となる場合があります。あらかじめご了承ください</p>
<p>② 小山市立生涯学習センター 小山市中央町3-7-1 ロブレ6階 無料駐車場：無（近隣の有料駐車場をご利用ください。）</p>	<p>③ 栃木県教育会館 宇都宮市駒生1-1-6 無料駐車：有</p>
<p>④ 矢板市生涯学習館 栃木県大田原市中央1-3-15 無料駐車場：有</p>	<p>⑤ 佐野市勤労者会館 栃木県佐野市浅沼町796 無料駐車場：有</p>

●栃木支所

栃木県宇都宮市大通り2-1-5 明治安田生命宇都宮大通りビル2階
 無料駐車場：無（近隣の有料駐車場をご利用ください。提携駐車場はありません。）
 ※近隣の群馬銀行駐車場は、銀行利用者優先です。

●受講料

【1名】 3,200円（消費税・テキスト代を含む）

受付時に現金にてお支払い頂きます。

※現金以外の支払い方法には対応しておりません。あらかじめご了承ください。

一度納付された受講料については未修了等を理由に返金は致しかねます。

※（一社）栃木県トラック協会・（一社）茨城県トラック協会・（一社）群馬県トラック協会
（一社）埼玉県トラック協会に加入されている事業者様は受講料の助成があります。

詳細につきましてはご加入の各協会へお問い合わせください。

なお、助成については利用状況により年度途中で終了となる場合があります。

あらかじめご了承ください。

●講習時間

栃木支所（動画視聴方式）		左記以外の①～⑤の会場	
受付開始時間	9：10～	受付開始時間	9：20～
講習開始時間	9：30～	講習開始時間	9：50～
講習終了時間	15：40	講習終了時間	16：00

●受講に関する注意事項

- ①各回とも、会場定員に達した時点で受付を締め切らせて頂きます。受講をご希望の方はお早めにご予約くださいますよう、お願い致します。
- ②ご予約人数が最低開催人数に達しなかった場合、講習の開催を中止することがあります。中止の際はご予約者様、又はご予約担当者様あてに中止及び日程変更のご案内をさせていただきます。あらかじめご了承ください。
- ③予約完了後にご都合が悪くなった場合は、必ず予約のキャンセル又は予約日の変更をお願い致します。※インターネットからご予約頂いた場合は、同じくインターネットからキャンセル又は予約の変更をお願い致します。
- ④講習はすべての講義を受講して頂いて修了となります。
- ⑤講師や他の受講者にご迷惑となる様な行為（遅刻、離席、居眠り、携帯電話等の使用、講義内容の録音及び撮影等）講習の進行を妨げるような行為をされて適正な講習が開催できないと判断した場合、未修了とする場合があります。ご理解のうえお申し込みをお願い致します。
- ⑥修了証明の方法は「手帳」から「修了証明書」に変わりました。
- ⑦受講当日は本人確認のため身分証明書（免許証/マイナンバーカード/パスポート）をお持ちください。

●新型コロナウイルス感染防止対策について

- ①発熱等の症状や体調不良がある場合は受講を控えて頂きますようお願いいたします。
- ②マスクの着用は個人の判断とさせていただきます。

※感染防止対策の内容は変更される可能性があります。あらかじめご了承ください。

問い合わせ先

独立行政法人 自動車事故対策機構（ナスバ）栃木支所
〒320-0811 栃木県宇都宮市大通り2-1-5 明治安田生命宇都宮大通りビル2階
☎ 028-651-2701 講習担当まで
<https://www.nasva.go.jp>



<2025年>

8月運行管理者等指導講習日程

2025/5/28

8 月	1 (金)	【貨物】	一般講習 <昼休憩なし>	9時30分 ~ 14時30分
	1 (金) ~3日間	【貨物】 【旅客】	出張 適性診断 3日間開催 ※支部会員予約優先期間を設定しています 茨ト協石岡支部主催 会場：石岡市ふれあいの里石岡ひまわりの館	
	2 (土)	【貨物】	一般講習【茨ト協石岡支部主催：石岡市会場】	10時00分 ~ 16時00分
	2 (土)	【貨物】	一般講習【茨ト協水戸線支部主催：筑西市会場】	10時00分 ~ 16時00分
	3 (日)	【貨物】	試験対策講座・総合【出張：古河市会場】	9時30分 ~ 16時30分
	4 (月)	【旅客】	試験対策講座・総合	9時00分 ~ 16時00分
	4 (月)	【貨物】	テールゲートリフター特別教育(6時間)	10時00分 ~ 17時30分
	6 (水)	【旅客】	一般講習 <昼休憩なし>	9時30分 ~ 14時30分
	7 (木)	【貨物】	一般講習	10時00分 ~ 16時00分
	9 (土)	【貨物】	試験対策講座・総合	9時00分 ~ 16時00分
	10 (日)	【貨物】	一般講習 <昼休憩なし>	9時00分 ~ 14時00分
	16 (土)	【貨物】	一般講習 <昼休憩なし>	9時30分 ~ 14時30分
	17 (日) ~3日間	【貨物】	基礎講習 1日目 " 2日目・3日目	10時00分 ~ 16時00分 9時30分 ~ 16時30分
	20 (水) ~3日間	【旅客】	基礎講習 1日目 " 2日目・3日目	10時00分 ~ 16時00分 9時30分 ~ 16時30分
	23 (土) ~2日間		第5回初任運転者特別教育 1日目【栃ト協主催/会場：トブモータースクール】 " 2日目	10時00分 ~ 18時00分 8時00分 ~ 17時15分
	23 (土)	【貨物】	一般講習【出張：古河市会場】	10時00分 ~ 16時00分
	26 (火) ~2日間	【貨物】	特別講習 1日目 " 2日目	10時00分 ~ 17時00分 10時00分 ~ 17時00分
	28 (木)	【貨物】	一般講習	10時00分 ~ 16時00分
	29 (金)	【貨物】	一般講習【出張：栃木市会場】	10時00分 ~ 16時00分
	30 (土)	【貨物】	一般講習 <昼休憩なし>	9時30分 ~ 14時30分
31 (日) ~3日間	【貨物】	基礎講習 1日目 " 2日目・3日目	10時00分 ~ 16時00分 9時30分 ~ 16時30分	



国土交通大臣認定業務実施機関

とちぎ安全教育センター

栃木県鹿沼市流通センター66 とちぎ流通センター連合会館内

TEL.0289-74-5070

<http://a-sec.jp>

交通安全かわら版

令和 7 年 6 月
茨城県警察本部交通総務課
No. 21

～ 令和 7 年 5 月末の交通死亡事故～

令和 7 年 5 月末の交通死亡事故の特徴【発生件数 36 件、死者 37 人】

- **本県の死者 37人** 前年比 **-2人** **全国ワースト第8位**
 - ◇ 人口10万人当たり 1.32人 (全国ワースト第9位)
 - ◇ 自動車1万台当たり 0.14人 (全国ワースト第12位)
 - ◇ 道路千キロメートル当たり 0.67人 (全国ワースト第25位)
- **全国の死者数 982人**、前年比 **-2人** (増減率 -0.2%)

- ◆ 「高齢者」の死者数 **20人** (構成率 54.1%)、前年比+1人 (全国ワースト第7位)
- ◆ 「飲酒運転」による死亡事故は**2件**、前年比-1件
- ◆ 「高齢者」が第1当事者となる死亡事故は**14件**、前年比+2件
- ◆ シートベルト非着用の死者数は**8人**、前年比+4人
- ◆ 県西地域で**14人** (構成率 37.8%)

【交通死亡事故の主な特徴】

(1) 市町村 ※高速道路を除く	◇ 多発市町村 5人 ～水戸市(-2) 4人～古河市(-1)
(2) 第1当事者の年齢層 (件)	◇ 70歳以上 9件(+2) , 60歳代 7件(+2), 20歳代 6件(-2) ◇ 高齢者 14件(+2), 青少年 4件(±0)
(3) 第1当事者の違反 (件)	◇ 一時不停止 9件(+9) , 前方不注意 6件(-4) 歩行者妨害(+1), 運転操作不適(±0) 最高速度(-2) 各3件
(3) 飲酒運転 (件)	◇ 飲酒運転による交通死亡事故 2件(-1)
(4) 状態	◇ 四輪車 20人(+6) うち同乗 6人(+2), 歩行者 11人(-3) うち横断中 7人(-1) 自転車 1人(-3), 二輪車 5人(-2)
(5) シートベルト	◇ 四輪乗車中 20人 うち シートベルト非着用 8人(40.0%) , 着用 11人(55.0%), 着用不明 1人(5.0%) 非着用8人中、6人(75.0%)は着用していたら助かった可能性あり
(6) 時間・昼夜	◇ 時間帯別 4～6時 6件(+3) 10～12時(+2), 14～16時(+3), 16～18時(-1) 各5件 ◇ 昼間 20人(±0) 構成率 54.1%, 夜間 17人(-2) 構成率 45.9%
(7) 事故類型	◇ 人对車両 10人(-4), うち横断中 7人(-1) ◇ 車両相互 16人(+3), うち 出会い頭 12人(+10) ◇ 車両単独 11人(±0), うち工作物 9人(+1) ◇ 列車 0人(-1)
(8) 死者の年齢層	◇ 70歳代 11人(+6) , 80歳以上 7人(-5) ◇ 高齢者 20人(+1) 構成率 54.1%, 青少年 3人(-1)
特記事項	◇ 令和7年5月中の死亡事故(発生件数6件、死者数6人)の特徴 ・事故類型別では、出会い頭が3件 ・昼夜別では、昼間が4件 ・死者の年齢別では、高齢者が4件 ・第1当事者の違反別では、一時不停止、前方不注意が各2件

※注1 「青少年」とは16歳以上24歳以下、「高齢者」とは65歳以上をいう。

2 「飲酒運転」とは原付以上が第1当事者となった事故で、その運転者が飲酒していた場合をいう。

3 ()内は前年比

令和7年度第2回

「初任運転者に対する特別な指導講習会」を開催

5月7日(水)・8日(木)の2日間、茨城県トラック総合会館研修室において、貨物自動車運送事業安全規則第10条第2項の規定に基づく「事業用自動車の運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者(初任運転者)」を対象とする初任運転者講習会を開催しました。令和7年度第2回目の今回は、32事業所から40名が参加しました。

茨城県貨物自動車運送適正化事業実施機関の指導員4名により、「運転者に対して行う指導及び監督の指針」に基づき、実車を用いた指導を除く12時間について、一般的な指導及び監督の実施マニュアル、事業用トラックドライバー研修テキストの他、DVD教材を用いて関係法令、飲酒運転事事故事例、SAS検査の重要性、さらには「危険の予測及び回避」における実際のドライブレコーダー映像を用いた教材を活用しながら講習会を実施しました。両日とも講習内容の把握を目的とする理解度テストを実施しながら、受講者全員で講習内容の理解を深めました。

受講者の方々は熱心に聴講され、指導講習会について「初任運転者として必要とする基本的な知識や実例を用いた動画等による説明が多く、分かりやすかった。本講習会で学んだ知識を参考にしながら今後の事故防止に努めます」等の意見が聞かれ、安全運転・事故防止についての意識を高めることができました。



初任運転者教育の開催について

(一社)茨城県トラック協会では「初任運転者特別講習」を「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針の一部を改正する告示」(国土交通省告示第1366号)に基づき初任運転者に対する座学の15時間以上の教育について、実車を用いて指導する項目を除く教育(12時間)を協会が事業者に代わって開催しますのでご案内します。

記

1 初任教育開催日及び時間

毎月開催

午前9時30分から午後4時30分まで

*座学12時間の教育内容を、2日間で教育を行います。

2 開催場所

茨城県トラック総合会館 (防災・研修センター)

茨城県水戸市見川町 2440-1 TEL029-303-7201 (適正化事業部)

3 初任運転者教育内容

座学12時間：初任教育カリキュラム参照(別添)

なお、実車を用いた教育(積載方法、日常点検及び車高等のトラックの構造上の特性)については、各事業者において3時間以上実施すること

4 教育対象者

初任運転者(運転手として新たに雇い入れた者で、営業用トラックの経験がない、あるいは経験はあるが3年以上のブランクのある方が対象になります)

5 申込み方法

毎月、開催日の5日前迄を締切りとし、別紙により「初任運転者教育申込書」をFAXまたは、セミナー予約システム

(<https://seminar.ibatokyo.or.jp>)にてお申込み下さい。

(担当者 適正化事業部 郡司(孝)・富永)

初任運転者に対する特別な指導教育カリキュラム

教育項目	教育内容	時間	実施機関	備考
1. 運転の心構え	トラック輸送の社会的重要性、事故の社会的影響、交通事故統計を用いた教育、安全運行の心構え	12時間	茨城県トラック協会	国土交通省発行 一般的な指導及び監督の実施マニュアル及びDVD等を使用
2. 安全確保の遵守すべき基本的事項	トラック運行に係る法令、義務を果たさない場合の影響の把握			
3. 構造上の特性	トラックの特性に合わせた運転、トレーラーの特性に合わせた運転、貨物の特性を理解した運転			
4. 正しい積載方法	偏荷重の危険性、安全輸送のための積付け・固縛の方法、荷崩れ防止のための走行中の留意事項			
5. 過積載の危険性	過積載による事故要因と社会的影響、過積載による罰則、過積載の防止			
6. 危険物運搬上の留意事項	危険物の性状、危険物輸送の基本的事項、タンクローリー運行上の注意事項			
7. 運行経路等の道路及び交通状況	適切な運行経路の選択と経路情報の把握、許可運送における経路選択			
8. 危険予測及び回避	危険予測運転の必要性、危険予測のポイント、危険予知訓練、指差呼称及び安全呼称、緊急時における適切な対応			
9. 運転適性に応じた安全運転	適性診断の必要性、適性診断結果の活用方法			
10. 運転者の生理及び心理的要因	交通事故の生理的・心理的要因、過労運転防止のための留意点、飲酒や薬物影響による危険運転防止のための留意点、ヒューマンエラーを防ぐために			
11. 健康管理の重要性	健康起因の事故と健康管理の必要性、健康管理のポイント			
12. 安全性の向上を図るための援装置を備える運転方法	運転支援装置に係る事故の事例、運転支援装置の性能及び留意点			
小計 12時間				
1. 日常点検業務	日常点検、点検簿等の記載要領	3時間以上	事業者が実施	実車使用
2. 特性に応じた運転方法	車高、車長、車幅に合わせた運転と死角等			
3. 積載方法及び固縛方法	積付け、固縛要領			
小計 3時間				
合計 15時間以上（法定義務）				

別紙

(一社) 茨城県トラック協会適正化事業部 行き
FAX: 029-303-7202

令和 年 月 日

(一社) 茨城県トラック協会会員専用初任運転者教育申込書

申込月	開催日	実施時間
	令和7年7月16日(水)・17日(木)	9:30～12:00 13:00～16:30
	令和7年8月6日(水)・7日(木)	9:30～12:00 13:00～16:30
	令和7年9月2日(火)・3日(水)	9:30～12:00 13:00～16:30

申込月に「○」印を記入して下さい。

- * 開催場所：茨城県トラック総合会館（防災・研修センター）
- * 教育は2日間になります。 昼食は各自準備をお願いします。
- * 受講者は、事業用トラックドライバー研修テキスト（10冊組）を持参してください。
- * 教育対象者は、運転手として新たに雇い入れた者で営業トラックの経験がない、あるいは経験はあるが3年以上のブランクのある方が対象です。
- * 茨城県トラック協会会員様のみ受講できます。

会社名			営業所名		
申込事業所住所	〒				
電話・FAX番号	TEL	FAX	担当者名		
受講者氏名	フリガナ		生年月日	性別	男性・女性
採用年月日	令和	年	月	日	
受講者の運転経験に○印	1 事業用自動車（トラック）の運転経験がない者 2 事業用自動車（トラック）の運転から3年以上離れていた者				
運転免許の種類	普通・5トン限定準中型・準中型・8トン限定中型・中型・大型・けん引・()				
所属支部	県北・日立・水郡線・常陸那珂・水戸・石岡・土浦・県南・水戸線・常総・古河・県西・鹿行				

= 茨城県トラック協会 会員の皆さまへ =



初任運転者教育がeラーニングで受講できます

＜トラックドライバー初任運転者教育のオンライン型学習システムを導入＞

茨城県トラック協会では、従前より参集型の初任運転者特別講習を開催しておりますが、それに加え、「いつでもどこでも」オンラインで学習し、受講資格を取得することができる**eラーニング(会員限定)**を導入しました。会員事業所のパソコン等から、Webでオンライン受講することができますので是非ともご活用下さい。

国土交通省で定めている「初任運転者に対する特別な指導」の法定義務は15時間以上。そのうち12時間分の座学講座をeラーニングで受講できます。※実車を用いた指導(3時間)は各社で実施し、記録を残して下さい。



座学講座をeラーニングで受講

☆この他、実際にトラックを運転させた安全運転の実技指導(添乗教育等)が20時間以上必要となります。

eラーニングの初任運転者講習はパソコン・スマートフォン・タブレットに対応しており、いつでもどこでも好きな時間に受講することができます。※Wi-Fi環境での受講を推奨いたします。

スマホ用 QR コード



【その他のメリット】

- ・会員事業者や受講対象者の都合に合わせて申込み、受講が可能。
- ・各講座に理解度チェックリストがあり、効果測定後に適切なフォローが可能。
- ・終了後に指導教育記録簿(修了証)、実車を使用しての指導項目教材一式をメールで送付。

【受講要領】

- ① 受講料金：**無料**(会員限定)
- ② 受講期間：5日間を1枠とし、この**5日間に受講完了**する。
- ③ 受講対象：会員事業者の新たに雇い入れた運転者とし、非会員の申込みは受け付けない。
- ④ 受講人数：1枠につき**1事業所2名まで**(1枠最大5名まで)とする。
- ⑤ 申込期限：受講開始日の3日前まで。
- ⑥ 申込**確認**：申込み受付完了後、入力頂いたメールアドレスに予約内容の**確認メールが自動配信されます**。メールアドレスを間違えて入力しますと確認メールが届きませんので、良くご確認の上入力願います。

☆お申込みは上記のQRコード、またはホームページのネット予約ページからバナーをタップ!!



2025年度貨物自動車運送事業安全性評価事業
茨城県では、Gマーク相談会を実施
新規・更新 6月も相談会を実施します（電話予約制）

認定マーク『Gマーク』



“G”の由来は
Good [良い] Glory「繁栄」の
頭文字「G」を取ったものです。

茨城県貨物自動車運送適正化事業実施機関は、令和7年度貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク）の申請受付を7月1日（火）から7月14日（月）まで行います。
※土日除く

トラック運送事業者の安全対策について、事業所単位における取り組みを評価し、一定の基準をクリアした事業所を『安全性優良事業所』として認定する「令和7年度貨物自動車運送事業安全性評価事業」（Gマーク）の申請受付を実施します。

申請書類の提出は、地方実施機関受付窓口への提出とします。（A方式・C方式に限る）
郵送にて提出を希望する場合には、簡易書留など荷物追跡が可能な方法でご送付ください。
（**郵送でのご提出の場合、7月11日（金）地方実施機関へ必着となりますのでご注意ください。**）

茨城県については、6月も日々指導員が待機して、相談会を行います。ご予約は、以下にある問合せ先までご連絡ください。

【問合せ先】

（一般社団法人）茨城県トラック協会
適正化事業部実施機関

電話番号：029-303-7201

FAX：029-303-7202

令和7年5月 適正化巡回指導項目別調査結果

区分	重点	評価点	調査事項	指導件数	(否)件数	(否)率(%)	順位	
I. 事業計画等			1.主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	64	7	10.9		
			2.営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	64	4	6.3		
			3.自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	64	6	9.4		
			4.乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適切か。	64	5	7.8		
		1	5.乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	64	5	7.8		
			6.届出事項に変更はないか(役員・社員・特定事業者に係る運送の需要者の名称変更等)(本社巡回に限る)。	51	0	0		
			7.家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。	64	0	0		
			8.名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	64	1	1.6		
II. 帳票類の整備、報告等		1	1.事故記録が適正に記録され、保存されているか。	26	0	0		
			2.自動車事故報告書を提出しているか。	4	0	0		
		1	3.運転者台帳が適切に記入等され、保存されているか。	64	2	3.1		
		1	4.車両台帳が整備され、適切に記入等されているか。	64	1	1.6		
			5.事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか(本社巡回に限る)。	49	2	4.1		
III. 運行管理等		1	1.運行管理規程が定められているか。	64	0	0		
		○	2.運行管理者が選任され、届出されているか。	64	0	0		
		1	3.運行管理者に所定の講習を受けさせているか。	64	12	18.8	⑧	
		1	4.事業計画に従い、必要な運転者を確保しているか。	64	1	1.6		
		○	3	5.過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割りりが作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適切に管理されているか。	64	20	31.3	③
		3	6.過積載による運送を行っていないか。	64	0	0		
		○	3	7.点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	64	16	25	
		1	8.乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。	64	3	4.7		
		1	9.運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。	62	2	3.2		
		1	10.運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	17	4	23.5	⑥	
		○	3	11.乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	64	9	14.1	⑨
		○	2	12.特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。	54	24	44.4	②
		○	2	13.特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。	54	14	25.9	④
IV. 車両管理等		1	1.整備管理規程が定められているか。	63	0	0		
		○	2.整備管理者が選任され、届出されているか。	63	0	0		
		1	3.整備管理者に所定の講習を受けさせているか。	62	13	21	⑦	
		1	4.日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適切に行っているか。	64	3	4.7		
		○	3	5.定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか。	64	16	25	⑤
V. 労基法等		1	1.就業規則が制定され、届出されているか。	37	0	0		
		1	2.36協定が締結され、届出されているか。	62	2	3.2		
		1	3.労働時間、休日労働について違法性はないか(運転時間を除く)。	64	2	3.1		
		○	3	4.所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適切にされているか。	64	35	54.7	①
VI. 法定福利			1.労災保険・雇用保険に加入しているか。	63	5	7.9		
			2.健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	62	7	11.3	⑩	
VII. 運輸安全管理		2	1.運輸安全管理の実施は適切か。	64	0	0		

※「重点」の項目は、巡回時において調査する38項目中○印の9項目です。否がある場合は総合評価が1段階下がる判定となります。

※「評価点」の項目は、太枠の25項目であり、安全性評価事業(Gマーク)の点数で合計40点です。

巡回種別/評価区分	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	9	24	24	3	1	0	61
新規(新規参入)	1	0	0	0	0	0	1
新規(新設営業所)	0	1	1	0	0	0	2
特別(労基通報による乗務時間調査)	0	0	0	0	0	0	0
特別(支局監査後の改善確認)	0	0	0	0	0	0	0
個別(5両未満の霊柩事業者)	0	0	0	0	0	0	0
合計	10	25	25	3	1	0	64
比率	16%	39%	39%	5%	2%	0%	100%

第39回フォークリフト運転競技茨城県大会

5月17日（土）、茨城県トラック総合会館において、「第39回フォークリフト運転競技茨城県大会」が茨城労働局並びに陸災防本部の後援により開催され、各事業者を代表する21名（一般の部18名 女性の部3名）の選手が、学科・作業前点検・運転操作の各競技に日頃の成果を競いました。

開催にあたり、小倉邦義陸災防茨城県支部長から「日頃の実力を存分に発揮してほしい」と激励の言葉が選手に送られました。また、茨城労働局の江口勇次労働基準部長より来賓を代表してご挨拶をいただきました。

競技の結果、一般の部では、五十嵐祐介選手（山九㈱鹿島支店）が優勝し、準優勝は林裕太選手（山九㈱鹿島支店）、3位に椎名大樹選手（ロジスティード東日本㈱水戸営業部水戸営業所）が入賞しました。

女性の部では、荒原香代選手（日立建機ロジテック㈱）が優勝し、準優勝は菊地寿弥子選手（日立建機ロジテック㈱）、3位に佐々木久江選手（日本梱包運輸倉庫㈱古河営業所）が入賞しました。

五十嵐選手並びに荒原選手には、茨城労働局長表彰も贈られました。誠にありがとうございました。

なお、一般の部の五十嵐選手及び椎名選手、女性の部の荒原選手は9月27日（土）・28日（日）に中部トラック総合研修センターで開催される、全国フォークリフト運転競技大会に茨城県代表として出場することになりました。ご健闘をお祈り申し上げます。



小倉陸災防茨城県支部長



江口茨城労働局労働基準部長



大下安全管理士



競技風景



競技風景



入賞者記念撮影

令和7年7月・8月陸災防茨城県支部講習会のご案内

講習内容・申込書は、陸災防のホームページ（茨城県支部）をご覧ください。

<令和7年7月開催講習会>

講習名	はい作業主任者技能講習	講習名	リスクアセスメント研修
講習日	7月24日(木)・25日(金)	講習日	7月11日(金)
講習場所	鹿嶋市商工会館 (鹿嶋市宮中2-1-34)	講習場所	茨城県トラック総合会館 (水戸市見川町2440-1)
受講料(会 員)	16,280円(テキスト代支部負担)	受講料(会 員)	5,500円
受講料(非会員)	17,875円(テキスト代1,595円含)	受講料(非会員)	6,160円
受講資格	18才以上、3年以上の実務経験者	受講資格	安全衛生管理担当者等

講習名	フォークリフト運転技能講習
講習日	学科：7月14日(月) 実技：15日(火)・16日(水)・17日(木)
講習場所	茨城県トラック総合会館 (水戸市見川町2440-1)
受講料(会 員)	36,630円(テキスト代支部負担)
受講料(非会員)	38,280円(テキスト代1,650円含)
受講資格	18才以上、普通運転免許以上所有

～ 講習会に参加する方へお願い ～
 受講者の確認のため、運転免許証の掲示をお願い
 することがあります。
 また、発熱等の症状がみられる場合、受講を見合わせ
 して下さい。

～ テールゲートリフター特別教育 ～
**「テールゲートリフター特別教育
 インストラクター養成講座」**
 ・ 開催日時 8月19日(火) 9:00～15:40
 ・ 開催場所 茨城県トラック総合会館
 ・ 参加費 会 員：35,200円
 非会員：45,100円

<令和7年8月開催講習会>

講習名	安全衛生推進者養成講習
講習日	8月28日(木)・29日(金)
講習場所	茨城県トラック総合会館 (水戸市見川町2440-1)
受講料(会 員)	17,270円(テキスト代2,530円含)
受講料(非会員)	17,270円(テキスト代2,530円含)
受講資格	安全衛生推進者に選任予定者及びこれに準ずる者

陸上貨物運送事業労働災害防止協会茨城県支部
 TEL:029(303)7203
 FAX:029(303)5070

お知らせ

茨城県トラック協会人事異動（敬称略）

《協会新職員》 発令日：令和7年5月16日付

とよだ まさあき

豊田 真彰 適正化事業部指導課主任に採用



この度、茨城県トラック協会適正化事業部指導課主任に採用
 されました豊田真彰と申します。

前職では、運輸関係の仕事をしていました。会員皆様方のお
 役に立てるよう精進して参りますので、今後のご指導ご鞭撻の
 ほどよろしくお願い申し上げます。

軽油価格調査集計表(2025年4月)

2025年5月23日現在
(公社)全日本トラック協会

単純集計表

地区:関東/県(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	132.93	122.96	131.07

元売別集計表

地区:関東/県(沖縄除)

元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
ENEOS	129.70	124.10	130.77
出光昭和シェル	134.81	125.38	123.77
コスモ	139.19	122.53	126.30
その他	133.50	117.27	131.62

月間購入量別集計表

地区:関東/県(沖縄除)

月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30kℓ未満	134.23	122.90	132.15
30～50kℓ未満	129.60	124.17	119.70
50～100kℓ未満	125.42	121.70	125.80
100kℓ以上	129.02	121.45	128.85

支払期限別集計表

地区:関東/県(沖縄除)

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	132.21	124.34	127.95
30～60日未満	132.82	122.68	132.87
60日以上	133.83	123.04	130.55

軽油価格推移表

地区:関東/県(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2024年12月	126.09	115.11	123.89
2025年1月	127.66	119.57	127.62
2025年2月	129.21	119.99	128.61
2025年3月	133.25	122.38	131.30
2025年4月	132.93	122.96	131.07

※消費税抜きの価格となります。

高野モナミのドライバー幸せ道案内

7/1~31

A型

- ★ラッキーアイテム：サングラス
- ★ラッキーナンバー：29
- ★ラッキーカラー：ホワイト
- ★開運フード：おにぎり

車の運転の事故発生原因は、だいたいパターンが決まっているので危険を予測していくことが大事です。例えば、事故は慌ててアクセルとブレーキを踏み間違えたり、スピード違反、居眠り運転など、ちょっとした気の緩みや油断、慢心が原因で発生します。気を付けたいものです。運気は安定してノリにのっている時です。だからこそ横柄にならず、謙虚に物事に向き合っていきましょう。

B型

- ★ラッキーアイテム：帽子
- ★ラッキーナンバー：16
- ★ラッキーカラー：ブラウン
- ★開運フード：チキン

運転中の感覚で得る大部分の情報には「視覚」ですが、それを補う情報には「聴覚」があります。例えばルームミラーから見えない死角、見通しの悪い曲がり角などで車がいるかどうかはエンジン音などで判断できることも。今月はあらゆる耳寄り情報があなたに届きます。いつもはスルーしてしまう会話の内容も自分がまさに求めている話かもしれないので、しっかり確認していくとよいでしょう。

血液型別

O型

- ★ラッキーアイテム：メモ
- ★ラッキーナンバー：15
- ★ラッキーカラー：レッド
- ★開運フード：大根

今月は事前に準備をしっかり整えておくことが大切な運気まわりです。備えあれば憂いなし！万全な態勢がチャンスを引き寄せます。ドライブでも、遅刻すれば相手に失礼になるほか、時間に焦っては事故のリスクも高まります。運転する予定があれば、普段以上に余裕を持ったスケジュールで動く事。「道に迷った」「道を知らなかった」とならないように事前に経路をしっかり調べておきましょう。

AB型

- ★ラッキーアイテム：ボールペン
- ★ラッキーナンバー：45
- ★ラッキーカラー：シルバー
- ★開運フード：貝

合流は慣れないと不安ですよ。スムーズな合流は、本線の交通の流れに近い速度で前の車についていくイメージを持って平行に車線に入ること。合流後の後続車との車間距離を見極め、「ここだ」と思ったら積極的に入ります。今月の運気は、新しい人間関係を築く時。コミュニケーションの間合いをはかるには緊張もありますが、「ここだ」と見極めれば親しくなりたい人と積極的に関わられますよ。

モナミの 今月のことば 7月

7月13日は語呂合わせで「ナイス(7)(1)(3=スリー)」の日。素敵なことがあり、思わずナイス!!と言ってしまふことを探す日です。自分の周りにある幸せを見つけることが、さらなる幸せを引き寄せることに繋がります。ドライブも温かい気持ちで運転すればイライラが減り、あおり運転などの事故防止に。思考をプラスに変えて楽しく過ごしたいですね。

高野モナミ《プロフィール》

電話占い会社「東京エムシー」経営・開運アドバイザー。
「東京エムシー」では、仕事・金運・恋愛などのお悩みを
初回20分/1760円(税込)でお電話でご相談頂けます。
フリーダイヤル 0120-963-416 <https://tokyo-mc.com>



行事予定表

6月			
16	月	交通・環境対策委員会 東京都トラック協会通常総会	
17	火	全ト協重量部会総会	
18	水	引越部会総会 関運協茨城地方指導部役員会	
19	木	首都圏キット利用協同組合総会	適性診断
20	金	茨城県人材確保対策推進協議会 海コン部会 研修会・総会 全ト協青年部会全国代表者協議会 支局連絡会議	
21	土		
22	日		
23	月	青年部会交通事故防止教室(古河市立下大野小学校)	
24	火	定時総会・理事会 物流改正法に関する説明会 陸運関係功労者関東運輸局長表彰式	
25	水		
26	木	全ト協通常総会・理事会 青年部会交通事故防止教室(龍ヶ崎市立久保台小学校) 茨城運輸支局長陸運関係功労者表彰式 常陸那珂港振興協会総会	適性診断
27	金	安全性優良事業所認定申請相談会(最終日) 全ト協青年部会関東ブロック大会	小型移動式クレーン運転技能講習(学科)
28	土	関ト協青年部会チャリティーゴルフ大会	小型移動式クレーン運転技能講習(学科)
29	日	茨貨協組総会	小型移動式クレーン運転技能講習(実技)
30	月		林業業界のはい作業従事者講習
7月			
1	火		
2	水		
3	木	全ト協海コン部会正副部会長合同会議	
4	金		
5	土	第48回運転者技能競技会	
6	日		
7	月	交通共済茨城支部総会	
8	火	関運協地方指導部長会議	
9	水	関東甲信越重量部会通常総会 関運協地方指導部長会議	
10	木	全ト協常任理事会・理事会合同会議	
11	金	高速安協監事会・役員会・懇親会	リスクアセスメント研修
12	土	高速安協夏の交通安全キャンペーン	
13	日		
14	月		フォークリフト運転技能講習(学科)
15	火	関運協茨城地方指導部 総会・研修会	フォークリフト運転技能講習(実技)

